

## 監 査 報 告

私たち監事は、下古屋自治区規約第13条第5項に基づき、  
令和6年3月5日に会計及び資産の状況、業務執行の状況を  
関係諸帳簿により監査いたしました。

その結果は、いずれも適正且つ正確に処理されていることを  
認めましたので報告いたします。

令和 6年 3月17日

監 事            安藤 敏和 

同 上            寺島 憲二 